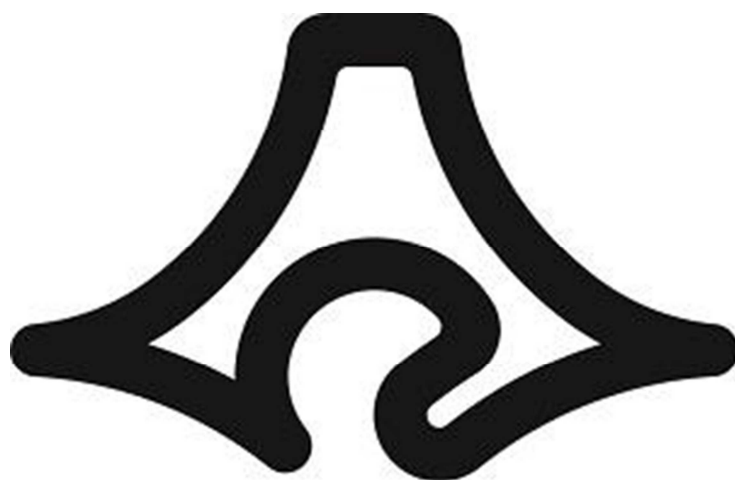


令和6年度
しずおか食の安全推進のための
意見交換会

— 資 料 —



日 時：令和6年12月18日（水）10時～11時30分
場 所：県庁別館20階第1会議室A

配 布 資 料

資料 1	令和 5 年度 しずおか食の安全推進のための意見交換会 議事録
資料 2	「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の主要事業の進捗状況
資料 3	しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(2022-2025) (衛生課)
資料 4	HACCP に沿った衛生管理の推進 (衛生課)
資料 5	食中毒防止対策 (衛生課)
資料 6	小林製薬株式会社の紅麹を含む健康食品の健康被害について (衛生課)
資料 7	ふじのくにフード・ゲートウェイ (Food・Gateway) (衛生課)
資料 8	景品表示法に基づく表示等の適正化 (県民生活課)
資料 9	健康食品の安全対策の実施 (薬事課)
資料 10	機能性表示食品の開発支援 (新産業集積課)
資料 11	頂(しずおか食セレクション) (マーケティング課)
資料 12	G A P 認証取得の推進 (食と農の振興課)
資料 13	安全・安心な静岡茶への取組 (お茶振興課)
資料 14	高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策 (畜産振興課)
資料 15	食の安全・安心への取組 (水産振興課)
資料 16	「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組(R 6 年度) (健康体育課)
資料 17	しずおか食の安全推進委員会関係日程
参考資料	しずおか食の安全推進委員会設置要綱
別添資料	しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(2022-2025)

令和５年度 しずおか食の安全推進のための意見交換会 議事録

開催日時：令和５年１２月２０日（水）１４：００～１５：３０

開催場所：県庁西館４階第１会議室Ｃ

出席者：別紙参照

概 要

１ 開 会

２ しずおか食の安全推進幹事会 幹事長（健康福祉部生活衛生局長） 挨拶

３ 報告

「令和４年度しずおか食の安全推進のための意見交換会」の御意見と対応

４ 議題

（１）「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の進行状況

発言者	発言要旨（意見及び回答）
事務局	「令和４年度しずおか食の安全推進のための意見交換会」の御意見と対応 「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の進行状況 について説明

（２）しずおか食の安全推進幹事会の関連事業

発言者	発言要旨（意見及び回答）
関係課	しずおか食の安全推進幹事会の関連事業について説明
畜産振興課長	資料１３の１要旨の２行目「殺処分が１７１万羽」を「殺処分が１，７１０万羽」に訂正。
静岡県生活協同組合連合会 会長	健康食品のなかには、医薬品的な効果効能をうたっているような商品がある。薬事課の資料８中の健康食品等の相談件数は、令和４年度に１件となっているが、どのような内容か。
薬事課長	こちらの、件数は医薬品としての相談件数があげられている。
衛生課長	衛生課では食の総合相談窓口を設けている。その中で健康食品関連の相談を受けており、医薬品と紛らわしい表示など、消費者からの健康食品に関する相談件数は、令和４年度は２９件であった。令和２年度２２件、３年度２３件と増えている状況ではない。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	資料５の食中毒の発生要因の内訳はどのようなものか。

衛生課食品監視 班長	カンピロバクターが2件、アニサキス1件、腸管出血性大腸菌1件、ノロウイルス1件、黄色ブドウ球菌1件
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	細菌、ウイルスによるものがほとんどなので、食品衛生協会の食中毒菌の特徴を載せたポスターのような印刷媒体をホームページ等で周知してもらい、一般の方に、食中毒菌、ウイルスの特徴を知ってもらい、制御してもらったほうがよい。 静岡県の発生状況は少ないが、他県で大きな事案があると、静岡県で何も起きていなくても不安になる方がいる。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	HACCP の外部認証は増えているか。
衛生課食品乳肉 衛生班長	外部認証の件数については把握していない。食品衛生協会が実施しているミニ HACCP 認証施設については、年度毎の取得の件数は若干減少しているが、毎年、新規に取得する事業者がいる。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	認証を取得している施設が増えれば、その分、監視指導にいかなければならないのではないか。 外部認証の状況を把握する必要は無いか。
衛生課長	全ての事業者には HACCP が義務化されたので、その精度の向上を図っている。 事業者には、より高度な CODEX（世界標準の）HACCP に取り組むように促している。 許可台帳システムで、HACCP に基づく衛生管理を実施している施設については把握しているが、個別にどのような認証を取っているかまでは把握していない。
（一社）静岡県 食品衛生協会専 務理事	食品衛生協会の認証であるミニ HACCP 取得施設は現在 220 件程度ある。ミニ HACCP としているのは認証の際にアイテム毎に認証しているためである。ミニとしているが、内容としては CODEXHACCP の基準に基づいている。ここを入り口として、その他の認証を取得している施設は増えていると感じている。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	機能性食品の表示について、成分が入っていないものがあるようだが、含有成分についての調査をおこなっているか。
衛生課食品監視 班長	県としては、基準の定められていない物については実施していない。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	お茶の安全性については、残留農薬を抑えれば安全ということでよいか。 異物はこういった物か。
お茶振興課班長	異物については、道具類を木の上に忘れてしまって入ってしまう場合がある。そういった物の管理の徹底を図っている。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	鳥インフルエンザの関係で、野鳥が死んだ場合の、連絡体制はどうなっているか。

畜産振興課長	野鳥については、自然保護課が担当であるが、環境省が定めている発生状況（フェーズ）に応じ、鳥の種類ごと、報告される死亡羽数に応じ、検査を行うか決められている。実際は、市や農林事務所に連絡が入り、検査を行っている。スクリーニング（簡易検査）の段階で陽性であれば、周辺で家きんの飼養を届け出ている施設に、異常の有無などを確認している。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	野鳥の死骸の取扱についてはどうすればよいか。校内で鳩が1羽死亡していると、なぜか自分のところに報告がくる。
畜産振興課長	集団で死亡しているのではなく、お話し頂いた、鳩1羽の死骸については、一般廃棄物として扱っていただいてよいが、ご不安であれば、市や農林事務所に相談いただければ、適切な対応について説明させていただける。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	浜名湖の貝毒について、アサリがとれていないと思うが、検査はできているのか。
静岡県漁業協同 組合連合会常任 理事	アサリとカキで実施している。アサリはほとんどとれていないが、サンプルは確保できている。カキについては比較的とれている。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	学校でのアレルギーについて、病院に運ばれた事例などの件数はどれくらいか。学校にエピペンを置いてあるか。
健康体育課	件数については把握していない。 自分がいた学校ではエピペンは、アレルギー患者である児童が持っていた。
消費者団体連盟 会長	原料原産地表示について、小麦について国内製造と書いてある場合があるが、その原材料が国産なのかアメリカ産なのかがわからない。産地についても「又は」の表示があり、産地がわからない。 加工食品の原料原産地表示が義務付けされた法律は理解しているが、改正された法律に問題ありとの声をあげることは必要。表示も含め、消費者の求めているものは、加工地ではなく、原料の原産地である。原料原産地表示について、消費者にわかりやすいように改善してもらいたい。
衛生課長	タウンミーティングで皆さんから意見を伺っていると、表示は大きなテーマとなっている。今後も皆さんのご意見を伺っていきたい。
衛生課食品監視 班長	ご指摘いただいたとおり、わかりにくいとの指摘をいただくことがある。 全ての加工食品に原料原産地表示が求められている。一番多い原材料が加工食品であった場合、製造地の表示でよいことになっている。表示責任者が表示されているため、内容を知りたい場合はそちらに問合せをしていただく方法がある。
（一社）静岡県 食品衛生協会専 務理事	食中毒防止対策で、漬物製造業への監視指導を徹底するとあるが、浅漬けもあれば、保存性の高い塩分濃度が高いもの、pHが低いものとあるが、ターゲットをしぼって監視するのか。

衛生課食品監視 班長	監視指導の場では、浅漬けを作っている施設を重点的に監視していく。許可制となったため、施設について把握できるようになった。
食品衛生協会	資料について、できれば、そのあたりがわかるように表現していただければと思う。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	イベントに出店する事業者に衛生的な指導をおこなっているか。
衛生課長	露店の営業許可を取っている方については、定期的に指導している。
静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	本学では、学祭の際には、学生に衛生指導を行っている。 お店を出す人たち全員に指導を行う必要がある。 お祭りでは大規模な事件になりやすいと思われるので、対策を行っていく必要がある。イベントを取り仕切っている者に指導を徹底した方がよい。
衛生課長	イベントの前には各保健所から指導を行っている。 また、食品衛生責任者には引き続き定期的な研修等により継続した指導を行っている。

4 その他 事務局から今後のスケジュールについて説明

5 閉会

しずおか食の安全推進のための意見交換会 質問事項 回答

意見交換会においていただきました「食物アレルギーによる救急搬送の事例、件数を把握しているか。また、学校に（個人用ではない）エピペンを保管しているか」との質問に関して回答いたします。

現在、学校管理下において、「エピペンを使用するに至った場合」及び「アレルギー症状が発生し救急搬送をした場合」は県教育委員会健康体育課へ報告を依頼しております。（当日中に電話等での一報があり、後日報告書が提出されます。）

また、食物アレルギー・アナフィラキシーの疑いで救急搬送をした児童生徒数は、下記のとおりであり、令和5年度分については現在調査をしているところです。

食物アレルギー・アナフィラキシーの疑いで救急搬送をした児童生徒（件数）

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
令和3年度	15	0	0	0	15
令和4年度	17	10	4	0	31

（集計は令和3年度より実施・政令市含む、私立除く）

また、アドレナリン自己注射薬（「エピペン」）は、アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬であり、処方された児童生徒本人が緊急時に備えて携帯・管理することが基本となります。そのため、学校に個人用ではないアドレナリン自己注射薬（「エピペン」）の保管はされておられません。

令和5年度 しずおか食の安全推進のための意見交換会 出席者

(1) 学識経験者、消費者団体、業界団体

氏 名	所属・役職
増田 修一	静岡県立大学食品栄養科学部 教授
野中 正子	静岡県消費者団体連盟 会長
稲垣 滋彦	静岡県生活協同組合連合会 会長
川村 芳利	静岡県経済農業協同組合連合会 みかん園芸部 部長
高瀬 進	静岡県漁業協同組合連合会 常任理事
遠藤 壽	(一社)静岡県食品衛生協会 専務理事

(2) しずおか食の安全推進幹事会 関係課

氏 名	職 名
漆畑 健	しずおか食の安全推進幹事長（健康福祉部生活衛生局長）
平山 史子	くらし・環境部県民生活課 事業者指導班長
米倉 克昌	健康福祉部薬事課 課長
欠席	経済産業部新産業集積課
兼子 真由美	経済産業部マーケティング課 課長代理
酒井 信尚	経済産業部食と農の振興課 課長
大石 哲也	経済産業部お茶振興課 班長
手塚 喜代美	経済産業部畜産振興課 課長
山下 啓道	経済産業部水産・海洋局 局長兼水産振興課長
渥美 志緒里	教育委員会健康体育課 教育主査
太田 智恵子	しずおか食の安全推進委員会事務局（健康福祉部衛生課長）

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）」主要事業の進捗状況

1 生産から流通・消費における食品の安全確保

2024年9月末実績

管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値
人口10万人当りの食品を原因とする健康被害の発患者数	0.8人	4.4人	10.0人	1.3人	10人以下

生産段階におけるGAPの推進

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
生産者のGAP導入への支援	GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP、JGAP、しずおか農林水産物認証制度の認証を取得した農場数（重複を除く。）	3,780農場	3,600農場	3,294農場	3,278農場	累計 4,500農場	食と農の振興課

生産者への衛生管理指導の充実

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
農薬・肥料適正使用管理体制強化	県内農産物の農薬取締法違反事例数（件/年）	1件	0件	2件	0件	0件	食と農の振興課
動物用医薬品販売業者への立入検査	立入検査実施率（％）	100％	100％	100％	41％	100％	畜産振興課
	立入検査実施数／動物用医薬品販売業者数	129/129	129/129	127/127	36/87		
抗菌性物質残留検査	抗菌性物質残留件数（件/年）	0件	0件	0件	0件	0件	畜産振興課
	検査検体数（件）	30件	30件	15件	0件		
水産用医薬品残留検査	基準値を超える検体数（検体/年）	0検体	0件	0件	－	0検体	水産資源課
	検査検体数（件）	18検体	18検体	16検体	1月実施予定		
畜産農家への巡回指導	指導実施率（％）	80％	100％	100％	81％	100％	畜産振興課
	巡回指導実施数／畜産農家数	500/628	358/358	334/334	263/324		
家畜伝染病の発生防止	家畜伝染病発生病件数（件/年）	3件	8件	8件	5件	0件	畜産振興課

製造・加工段階におけるHACCPの推進

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
HACCP実施状況監視指導	製造・加工施設に対する監視率（％）	－	100％	100％	56％	100％	衛生課
	監視件数/目標監視件数	－	11,825/11,314	13,138/11,935	7,308/13,001		
製茶工場合同監視指導	監視率（％）	－	100％	100％	－	100％	お茶振興課
	監視件数/施設数	－	6/6	6/6	実施中		
水産加工業者向け衛生管理研修会開催	開催回数（回/年）	－	5回	5回	0回	5回	水産振興課
と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに基づく衛生管理の外部検証	と畜場及び食鳥処理場に対する年12回の監視率（％）	－	100％	100％	42％	100％	衛生課

製造・加工段階における監視指導の充実強化

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
食品衛生監視指導	許可施設監視率（％）	100％	100％	100％	55％	100％	衛生課
	監視件数/目標監視件数	39,295/38,263	33,153/32,193	33,041/31,769	17,356/31,770		
違反が判明した製品の製造者への改善指導	改善率（％）	100％	100％	100％	90％	100％	衛生課
	違反改善数／違反数	15/15	14/14	22/22	19/21		
添加物製造施設の監視指導	監視率（％）	100％	100％	100％	100％	100％	衛生課
	添加物製造施設監視指導数／添加物製造施設数	89/89	89/89	88/88	92/92		
添加物に係る違反が判明した施設の改善指導	改善率（％）	100％	100％	違反なし	100％	100％	衛生課
	違反改善数／違反数	3/3	1/1	－	1/1		
アレルギー表示違反が判明した製造者等の改善指導	改善率（％）	100％	100％	100％	100％	100％	衛生課
	違反改善数／違反数	6/6	8/8	4/4	2/2		

調理段階におけるHACCPの推進

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
HACCP実施状況監視指導	調理施設に対する監視率（％）	－	100％	100％	53％	100％	衛生課
	監視件数/目標監視件数	－	21,308/21,264	20,816/20,495	10,355/19,680		

調理段階における食中毒防止対策等の充実

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
大規模食品取扱施設等に対する監視・指導	重要度の高い施設（Ａランク）に対する年３回の監視率（％）	100%	100%	100%	51%	100%	衛生課
	監視件数/目標監視件数	1,115/1,110	1,072/1,062	1,062/963	441/873		
養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員講習会の実施	講習会実施率（％）	95%	100%	100%	69%	100%	健康体育課
	講習会開催数/計画した講習会開催数	19/20	15/15	16/16	11/16		健康体育課
学校給食衛生管理研修会の実施	研修会実施率（％）	100%	100%	100%	—	100%	健康体育課
	講習会開催数/計画した講習会開催数	1/1	1/1	1/1	12月実施		健康体育課
学校給食の衛生管理等に関する学校・調理場訪問	訪問実施率（％）	100%	100%	100%	—	100%	健康体育課
	講習会開催数/計画した講習会開催数	8/8	8/8	6/6	下半期実施		衛生課
鶏肉を提供している施設に対する監視・指導	カンピロバクター食中毒の発生件数（件/年）	-	3件	2件	2件	2件以下	

流通段階におけるHACCPの推進

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
HACCP実施状況監視指導	販売施設に対する監視率（％）	-	100%	100%	56%	100%	衛生課
	監視件数/目標監視件数	-	8,718/7,239	7,165/6,429	3,654/6,543		農業戦略課
青果卸売市場のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に対する指導・検査	検査実施率（％）	-	100%	100%	—	100%	水産振興課
	検査件数/施設数	-	5/5	5/5	下半期実施		衛生課
水産物卸売市場向け衛生管理研修会の開催	開催回数（回/年）	-	3回	3回	0回	3回	

流通・消費段階における監視指導の充実強化

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
違反が判明した製品の販売者への改善指導	改善率（％）	100%	100%	100%	-	100%	衛生課
	違反改善数/違反数	3/3	2/2	6/6	0/0		衛生課
青果卸売市場の指導・検査	検査実施率（％）	100%	100%	100%	—	100%	衛生課
	青果卸売市場の指導・検査実施数/計画した青果卸売市場の指導・検査実施数	4/4	5/5	5/5	下半期実施		衛生課
水産物卸売市場の指導・検査	検査実施率（％）	100%	100%	100%	0%	100%	衛生課
	水産物卸売市場の指導・検査実施数/計画した水産物卸売市場の指導・検査実施数	6/6	5/5	4/4	0/7		衛生課
違反・不良流通食品に対する処理	完了率（％）	100%	100%	100%	89%	100%	衛生課
	違反・不良流通食品に対する処理完了数/違反・不良流通食品処理数	34/34	28/28	42/42	25/28		衛生課
輸入食品の収去検査	食品検査全体に対する輸入食品の割合（％）	22.0%	22.6%	22.0%	18%	10%以上	衛生課
	輸入食品検査実施数/食品検査実施数	894/4,055	922/4,080	882/4,003	402/2,219		衛生課
違反が判明した輸入者等への改善指導	改善率（％）	違反なし	100%	100%	-	100%	衛生課
	違反改善数/違反数	-	1/1	3/3	0/0		衛生課
医薬品類似食品の試買調査	検体件数（検体/年）	6検体	6検体	6検体	6検体	6検体	薬事課
流通食品の放射性物質検査	検査検体数（検体/年）	146検体	150検体	145検体	70検体	100検体	衛生課

自主管理体制推進の支援

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
食品衛生推進員活動事業	食品衛生推進員による食品衛生指導件数（件/年）	-	60,519件	57,752件	31,875件	55,000件以上	衛生課
静岡県ミニHACCP承認	承認事業所（件/年）	25件	17件	12件	年度末に承認	20件	衛生課

食品の安全情報発信の充実

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
食品の安全性に関する緊急情報の発信	緊急情報発信頻度（危機管理情報含む）	4回	6回	13回	46回	適時	危機政策課 衛生課

食品に係る危機管理体制の充実

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
内部点検・外部精度管理	指導事項に対する改善率（％）	100%	100%	100%	—	100%	衛生課等
	指摘に対する改善数/指摘事項数	1/1	4/4	1/1	0/0		

2 消費者の食に対する信頼確保

管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値
食の安全に対する県民の信頼度	73.7%	73.1%	74.0%	72.6%	80%以上

消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
タウンミーティング・意見交換会等の開催	開催回数(回/年)	12回	11回	12回	4回	10回以上	衛生課
	タウンミーティングに満足した参加者の割合(%)	-	92.8%	90.4%	集計中	80%以上	衛生課
寄せられた意見の反映状況やQ&Aの公開	公開頻度(回/年)	4回	4回	4回	0回	4回以上	衛生課

食品の安全・安心に関する情報発信の充実

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
ちゃっぴーの食品安全インフォメーション事業における情報の提供	情報提供回数(回/年)	24回	24回	24回	12回	24回以上	衛生課
	情報提供先(件)	729件	729件	729件	729件	累計800件以上	衛生課
食品検査の合格等安全情報提供	情報提供回数(回/年)	43回	37回	39回	17回	35回以上	衛生課

安全・安心情報のデジタル化

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
食の安全・安心に関するデジタル情報の利用及び活用の促進	しずおか食の安全推進委員会が作成するホームページへのアクセス数(件/年)	-	4,884件	4,668件	1,977件	7,000件以上	衛生課
バイ・シズオカ オンラインカタログ	「バイ・シズオカ オンラインカタログ」出店数(店)	150店舗	504店舗	566店舗	令和7年10月確定	累計600店以上	マーケティング課
SNS等による学校給食や学校における食育等の情報提供	情報提供回数(回/年)	-	28回	40回	9回	24回以上	健康体育課

消費者の正しい知識習得への支援

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
食の安全に関する学習機会の提供	食品安全出前講座の開催回数(回/年)	16回	19回	16回	9回	10回	衛生課

新たな表示制度による適正表示の推進

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
食品表示調査	調査件数(件/年)	17,325件	18,765件	18,871件	8,475件	15,000件以上	衛生課、農民生産課
食品表示合同監視指導	監視指導件数(件/年)	101件	102件	103件	39件	100件	衛生課、農民生産課
製茶工場合同監視指導	不適正な表示割合(%)	33%	50%	67%	-	0%	お茶振興課
	不適正表示事項数/製茶工場業同監視指導件数	4/12	3/6	4/6	実施中		
不適正な表示商品の排除(お茶)	不適正な表示割合(%)	7%	20%	7%	-	0%	お茶振興課
	不適正な表示商品(お茶)/表示確認件数	2/30	3/15	1/15	下半期実施		
農産物直売所等におけるしいたけ品質表示内容指導	不適正な表示割合(%)	-	4%	8%	-	0%	林業振興課
	不適正な表示商品(しいたけ)/表示確認件数	-	5/118	10/126	10月以降実施		
水産物表示研修会の開催	研修会回数(回/年)	4回	5回	5回	0回	5回	水産振興課
遺伝子組換え食品の監視指導・検査	違反件数(件/年)	0件	0件	0件	-	0件	衛生課
	検査検体数(件)		60件	40件	下半期実施		

県産食品の信頼確保

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
貝毒検査・原因プランクトンのモニタリング調査	貝毒中毒事故発生件数(件/年)	0件	0件	0件	0件	0件	水産振興課
	検査検体数(件)	40件	40件	40件	25回		
養殖魚に関する情報発信活動	活動回数(回/年)	3回	2回	3回	12月以降実施	3回	水産資源課
食の都ブランド適正表示マーク使用店舗に対するフォローアップ	講習会回数(回/年)	-	3回	3回	1回	3回	衛生課
家畜個体識別システムの円滑な稼働推進	牛個体識別耳標の装着・情報入力実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	畜産振興課
	牛個体識別耳標装着・情報入力済数/牛個体識別耳標装着・情報入力対象数	32,900/32,900	33,200/33,200	34,100/34,100	33,539/33,539		
量販店等と連携した地産地消の推進	地産地消費フェア取組支援企業数(企業/年)	21企業	18企業	16企業	6企業	20企業	食と農の振興課
しずおか食セレクションのブランドカの向上	しずおか食セレクション販売額(億円)	483億円	584億円	令和6年11月確定	令和7年11月確定	600億円(2025年度)	マーケティング課

食品に係る危機管理対応の充実

主要事業	管理指標	現状値 (2021年度)	実績 (2022年度)	実績 (2023年度)	実績 (2024年度)	目標値	(担当課)
「食の総合相談窓口」に寄せられた相談への対応	完了率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
	相談が完了した数/相談数	48,971/48,971	45,690/45,690	45,510/45,510	20,136/20,136		

(件名)

しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）

(生活衛生局衛生課)

1 概要

生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保を図るとともに、消費者の信頼を確保するため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）に基づく具体的な施策・事業を推進している。

令和3年度からの、静岡県の新ビジョン後期アクションプランの策定に合わせ、しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）を策定した。

2 經緯・背景

平成 13 年度 牛海綿状脳症（BSE）の発生等により、食に対する不安・不信が増大

平成 14 年度 しずおか食の安全推進委員会の設置、アクションプランの策定 (⑮施行)

平成 23 年度 アクションプラン（2011-2013）に基づく施策の推進

平成 26 年度 アクションプラン（2014-2017）に基づく施策の推進

平成30年度 アクションプラン（2018-2021）に基づく施策の推進

令和3年度 アクションプラン（2022-2025）の策定

3 アクションプランの概要

名 称	しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）															
計画期間	2022 年度～2025 年度															
目 的	県民への安全で安心できる食品の提供															
施策の方向①	「生産から流通・消費における食品の安全確保」															
目 標	人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数 毎年度 10 人以下															
過去の実績 （人）	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	20.0	15.5	17.9	21.1	51.7	35.7	19.5	34.5	10.7	29.6	8.1	7.6	0.8	4.4	10.0	1.8
分野別施策 （11 項目）	・ 生産段階における G A P の推進・生産者への衛生管理指導の充実 ・ 製造・加工段階における HACCP の推進（新設） ・ 製造・加工段階における監視指導の充実強化 ・ 調理段階における HACCP の推進（新設） ・ 調理段階における食中毒防止対策等の充実 ・ 流通段階における監視指導の充実強化 ・ 流通段階における HACCP の推進（新設）・自主衛生管理推進の支援 ・ 食品の安全情報発信の充実 ・食品に係る危機管理体制の充実															
施策の方向②	「消費者の食に対する信頼確保」															
目 標	食の安全に対する県民の信頼度 80%以上															
過去の実績 （%）	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	54.7	—	69.5	68.8	65.4	67.3	69.1	67.9	69.5	72.6	73.2	74.0	73.7	73.1	74.0	72.6
分野別施策 （7 項目）	・ 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進 ・ 食品の安全・安心に関する情報発信の充実 ・ 安全・安心情報のデジタル化（新設） ・ 消費者への正しい知識習得への支援 ・ 新たな表示制度による適正表示の推進 ・ 県産食品の信頼確保（(6) 県内農林水産物等のブランド力向上 新設） ・ 食品に係る危機管理対応の充実															
推進体制	しずおか食の安全推進委員会（関係 5 部局） ・ 委員長：健康福祉部長 ・ 委 員：危機管理部、くらし・環境部、経済産業部、教育委員会の部長代理等															
位置付け	静岡県総合計画（新ビジョン）の分野別計画															

4 前アクションプランの現状と課題

- 「人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数」は平成 15 年に目標値を定めて以降、令和元年度に初めて 10 人以下を下回り、令和 5 年度まで継続して目標を達成している。

引き続き、大規模食品取扱施設における食中毒及び多発するノロウイルス食中毒対策や、GAP（農業生産工程管理）及び HACCP（ハサップ）を推進し、生産、調理、製造等における衛生管理の徹底を図っていく必要がある。

- 「食の安全に対する県民の信頼度」は 70%以上で推移し、目標値には至っていないものの県内で購入する食品の安全性を信頼する県民の割合は年々高まる傾向にある。

一方で、食の安全性に対する信頼について、「どちらとも言えない」と回答した県民の割合が 2 割程度存在することから、様々な方法、あらゆる機会を通じて、県民にとって分かりやすい食の安全に対する正しい知識の理解普及に努める必要がある。

5 新たなアクションプランの基本方針

前プランを継承しつつ、引き続き 2 つの柱を基本に施策を展開していくとともに、法改正等社会環境の変化に対応した具体的な施策を新設し、重点的に管理する施策として位置づける。

- 「生産から流通・消費における食品の安全確保」

大規模食中毒の発生状況等により変動しているため、前アクションプランの平均値 15.1 人（H30 年度～R2 年度）よりも減少させることを目指し、各年度 10 人以下を目標とし、生産段階から流通・消費に至る食品の安全・安心確保の取組みを総合的に強化する。

- 「消費者の食に対する信頼確保」

食の安全に対し 80%以上の県民が信頼できるとする割合を目指し、総合的な食の安全確保の取組を、様々な媒体及び機会を活用し、効果的に情報発信を行う。

6 新たな施策

- HACCP の普及から精度向上へ

原則全ての食品等事業者が HACCP 制度化の対象となったことから、製造・加工、調理、流通の各段階において HACCP に沿った衛生管理を推進し、その精度の向上を図る。

- 消費者に対して正確な情報を迅速に発信

動画配信や SNS を用いた食の安全・安心に関する情報発信を行う。

- 県内農林水産物等のブランド力の向上

「しずおか食セレクション」の愛称「頂(いただき)」を活用し、安全・安心な県産農林水産物等の情報発信を行う。

7 分野別施策と管理指標

○ 「生産から流通・消費における食品の安全確保」

区分	前プラン	現プラン	追加項目
分野別施策	8 項目	11 項目	・ 製造・加工段階における HACCP の推進 ・ 調理段階における HACCP の推進 ・ 流通段階における HACCP の推進
管理指標数	31 項目	37 項目 (10 増 4 減)	・ HACCP 実施状況監視率 ・ カンピロバクター食中毒の発生件数 等

○ 「消費者の食に対する信頼確保」

区分	前プラン	現プラン	追加項目
分野別施策	6 項目	7 項目	・ 安全・安心情報のデジタル化
管理指標数	20 項目	24 項目 (6 増 2 減)	・ しずおか食の安全推進委員会が作成するホームページへのアクセス数 ・ しずおか食セレクション販売額 等

8 パブリックコメントの結果

区 分	内 容
実 施 期 間	令和 4 年 1 月 21 日 ～ 令和 4 年 2 月 14 日
意 見 提 出 状 況	意見なし

9 予算関係（主な事業）

（単位：千円）

事業名	令和 5 年度予算	令和 6 年度当初
食の安全・安心向上事業	31,311	31,000

10 新ビジョン（総合計画）との関係

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」は新ビジョンの分野別計画として位置付けられている。

＜アクションプラン(2022-2025)の施策体系＞

「生産から流通・消費における食品の安全確保」と「消費者の食に対する信頼確保」を2本柱とした各施策により、「県民への安全・安心な食品の提供」の実現を目指す。

1 生産から流通・消費における食品の安全確保

【目標】人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数 毎年度10人以下

1 生産段階におけるGAPの推進	ア. 生産者におけるGAP導入への支援
2 生産者への衛生管理指導の充実	ア. 農薬の適正な使用と販売の指導 イ. 動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導 ウ. 家畜伝染性疾病対策の推進
3 製造・加工段階におけるHACCPの推進	ア. 食品の製造・加工施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 イ. 茶製造施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 ウ. 水産加工施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 エ. と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の推進
4 製造・加工段階における監視指導の充実強化	ア. 食品添加物の適正な製造及び使用についての指導の徹底 イ. 食物アレルギー対策の推進 ウ. 食肉の安全性確保の推進 エ. と畜検査（BSE検査を含む）・食鳥検査の徹底 オ. 農水産物の簡易加工・販売への指導の徹底
5 調理段階におけるHACCPの推進	ア. 調理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進
6 調理段階における食中毒防止対策等の充実	ア. 学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施 イ. 大量調理施設、ホテル・旅館等の監視指導の徹底 ウ. 食物アレルギー対策の推進
7 流通段階におけるHACCPの推進	ア. 卸売市場におけるHACCPに沿った衛生管理の推進
8 流通・消費段階における監視指導の充実強化	ア. 食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施 イ. 流通段階における違反・不良食品の排除 ウ. 輸入食品の監視・検査の実施 エ. 健康食品の安全対策の実施 オ. 放射性物質を含む食品の監視・検査の実施
9 自主管理体制推進の支援	ア. 食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援
10 食品の安全情報発信の充実（危機管理情報）	ア. 食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起
11 食品に係る危機管理体制の充実	ア. 関係機関等との連携体制の強化 イ. 食品による健康被害発生時の調査・原因究明 ウ. 試験検査・調査研究体制の充実

2 消費者の食に対する信頼確保

【目標】食の安全に対する県民の信頼度 80%以上

1 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進	ア. 消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保 イ. 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業の推進
2 食品の安全・安心に関する情報発信の充実	ア. 迅速でわかりやすい情報の提供 イ. 生産から消費に係る食品に関する情報の収集・提供 ウ. 食品安全検査結果の公表
3 安全・安心情報のデジタル化	ア. デジタル技術を有効に活用した情報の発信
4 消費者の正しい知識習得への支援	ア. 静岡県食育推進計画に基づく食育の推進 イ. 食品の安全に関する知識の普及や啓発
5 新たな表示制度による適正表示の推進	ア. 食品の正しい表示についての指導・啓発 イ. 遺伝子組換え食品の表示適正化の推進 ウ. 食物アレルギー対策の推進
6 県産食品の信頼確保	ア. 県産食品の安全に関する情報の発信 イ. トレーサビリティシステムの推進 ウ. 地産地消運動の推進 エ. GAPの推進 オ. 県内産林産物等に対する放射性物質検査の実施 カ. 県内農林水産物等のブランド力の向上
7 食品に係る危機管理対応の充実	ア. 食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応 イ. 事業者の危機管理対応の啓発、助言

(件 名)

HACCP に沿った衛生管理の推進

(生活衛生局衛生課)

1 概 要

- 令和3年6月1日から、HACCP（ハサップ:Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理が制度化され、原則全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を実施することとなった。衛生管理の精度の向上を図るため、引き続き講習会の開催及び手引書を活用した助言指導等を行う。
- 同日施行された「営業の届出制度」に対応するため、引き続き届出営業者に対する制度及び HACCP に沿った衛生管理の周知を図るとともに、届出後の導入支援を行う。

2 主な取組

項 目	内 容
HACCP 導入支援研修	対象：主要な県産食品を製造する食品事業者 内容：HACCP 導入、維持管理のための人材育成研修の開催（プラン作成実習） 業務委託：（一社）静岡県食品衛生協会 予算：1,600 千円
HACCP 実施状況の 監視指導	対象：食品事業者（製造者、飲食店） 内容：「HACCP に沿った衛生管理」が適正に運用されていることを検証・指導 対象：と畜場・食鳥処理場設置者 内容：「HACCP に基づく衛生管理」が適正に運用されていることを検証・指導
HACCP 講習会等	対象：食品関連事業者 内容：食品衛生責任者等に対して衛生講習会（HACCP に沿った衛生管理の 取組み等）を開催
届出営業者への周知	対象：新たに届出が必要となる営業者（製造業、販売業） 内容：届出制度及び「HACCP に沿った衛生管理」を周知

3 指標

【新ビジョン（2022－2025）活動指標】

事 業	指 標	実績 (2023 年度)	2025 年度目標
HACCP 実施状況監視指導	HACCP 実施状況監視率（％）	100％	100％

【アクションプラン（2022－2025）管理指標】

事 業	指 標	実績 (2023 年度)	2025 年度目標
HACCP 実施状況監視指導	製造・加工施設に対する監視率（％）	100％	100％
	調理施設に対する監視率（％）	100％	100％
	販売施設に対する監視率（％）	100％	100％
と畜場及び食鳥処理場における HACCP に基づく衛生管理の外部検証	と畜場及び食鳥処理場に対する年12回の監視率（％）	100％	100％

(件 名)

食中毒防止対策

(生活衛生局衛生課)

1 食中毒発生状況

令和5年度の発生件数は13件、患者数は360人であり、前年度の発生件数7件、患者数159人に比べ、発生件数は6件増加し、患者数は201人増加した。「人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数」は10.0人で、アクションプランの目標値である10人以下を達成した。

【過去5年間の食中毒発生状況】

(R6年度は12月1日現在)

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
発生件数(件)	12件	10件	5件	7件	13件	6件
患 者 数(人)	298人	281人	31人	159人	360人	66人
10万人当たりの患者数(人)	8.1人	7.6人	0.8人	4.4人	10.0人	1.8人

(令和5年度の特徴)

- ア 原因物質別の発生状況では、ノロウイルス食中毒が8件(61.5%)、253人(70.3%)で発生件数及び患者数ともに最も多かった。
- イ 原因施設別では、飲食店営業が12件、不明が1件であった。
- ウ 令和5年11月に社会福祉施設において、腸管出血性大腸菌O157による患者数33人の食中毒事件が発生した。

2 小林製薬株式会社の紅麹を含む健康食品の健康被害

全国の健康被害状況(11月17日時点)

	患者数	内入院患者	死亡との関連を調査中
人数	2,622	538	77

静岡県内の健康被害状況(11月22日時点)

	静岡県	静岡市	浜松市	計
患者数*	49(4)	16(2)	28(2)	93(8)

*県及び政令市から健康被害が疑われたことにより国に報告した人数

()内は入院した人数

3 監視指導

令和6年度静岡県食品衛生監視指導計画に基づき、発生件数の多いカンピロバクター食中毒、1件当たりの患者数が多いノロウイルス食中毒とウエルシュ菌食中毒の未然防止を重点に各種事業を実施している。

(1) 一斉監視

学校給食等大量調理施設の一斉点検や夏期食品・年末食品の一斉監視指導を実施する。

(2) ノロウイルス対策

ア 11月から1月までの3ヶ月間を、ノロウイルス食中毒防止重点期間とし、大規模仕出し屋等の重点監視を行う。

イ 一年を通じてノロウイルス食中毒防止を啓発することとし、手洗いや吐物処理の動画等を活用して講習会を実施する。

(件名)

小林製薬株式会社の紅麹を含む健康食品の健康被害について

(生活衛生局衛生課)

1 概要

- ・ **小林製薬株式会社**(本社：大阪市)は販売した**紅麹を含む健康食品 3 製品** (約 113 万個) について、摂取した者に腎疾患等が発生したため、**自主回収を発表**した (3/22)。
- ・ **大阪市**は当該 3 製品を摂取した者で健康被害が多数報告されたことに加え、2 名の死亡事例が報告されたことから、3 製品の**回収を命じた** (3/27)。
- ・ **厚生労働省**は、工場内の青カビが培養段階で混入し、米培地を栄養源として「**プベルル酸**」を産生したこと、**「プベルル酸」が腎障害を引き起こすことを発表した** (9/18)。
- ・ **大阪市が、本件を食中毒と断定した** (10/10)。

2 回収命令の対象食品 (機能性表示食品)

- (1) 紅麹コレステヘルプ
- (2) ナイシヘルプ+コレステロール (販売地域：北陸地区)
- (3) ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD (販売地域：広島県)

3 県の対応状況

(1) 周知・情報共有

- ア しずおか食の安全推進幹事会を開催し、庁内関係課と情報共有 (3/28)。
- イ 知事定例記者会見において、使用中止等を県民に呼びかけ (4/10)
- ウ 保健所の相談窓口設置に加え、県庁に土日の窓口を開設 (3/30～31、4/6～7)
- エ 医療関係団体と情報共有し、保健所の調査への協力を依頼 (3/26、4/10)
- オ 危機管理情報として、県内の健康被害情報を報道機関に提供 (52 報まで)

(2) 製品の回収状況、健康被害の調査

- ア **当該 3 製品**の県内販売施設の流通状況調査を実施し、**販売中止と返品を確認**
- イ 小林製薬の製造した**紅麹原料の県内流通先を調査**し、販売の中止と返品を指導
- ウ 3 製品以外の小林製薬の**紅麹原料**を利用した製品に、**健康被害がないことを確認**

4 食中毒発生の原因 (現時点で把握されているもの)

- (1) **健康被害報告が多い製品ロットに「プベルル酸」が含まれていた。**
- (2) **工場内の青カビが培養段階で混入し、「プベルル酸」を産生したと推定。**
- (3) **「プベルル酸」には、近位尿細管の変性・壊死等の腎毒性がある。**

5 同様の健康被害への対策

機能性表示食品に関し、**健康被害情報の提供の義務化と機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置**が、食品表示法及び食品衛生法に規定された。

- (1) **健康被害と疑われる情報** (医師が診断したもの) を把握した場合の**情報提供の義務化**
- (2) **錠剤、カプセル等の機能性表示食品は、GMP*に基づく製造管理が、義務化**
- (3) 機能性表示食品の表示方法の見直し

違反した場合に指示・命令等の行政措置が可能となった。

* GMP (適正製造規範)：原料の受入れから最終製品の出荷に至るまでの全工程において、「適正な製造管理と品質管理」を求めるもの。

ふじのくにフード・ゲートウェイ (Food・Gateway)

(生活衛生局衛生課)

1 概要

「新しい生活様式」が定着し、デジタル化が一層進展する中で、より多くの県民に安全と安心に関する情報を提供するため、令和4年5月に、しずおか食の安全推進委員会が作成するホームページを全面的にリニューアルした。

ホームページに、食品に関する動画や、各幹事課で実施しているデジタル情報を掲載するとともに、県民に対して、このホームページの利活用を呼びかける。

2 ホームページの内容

項目	内 容
名称	ふじのくに フード・ゲートウェイ (Food・Gateway) https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/eiseiyakuji/shokuanzen/1003123/index.html
目的	食の安全・安心に関する情報や静岡県取組を紹介する。
内容	- トピックス - 食品に関する出来事・話題 - おすすめ動画 - 食品に関する動画：現在5本公開 - しずおか食の安全推進委員会 - 幹事会、意見交換会、タウンミーティング開催状況など - 監視指導・食品等検査結果 - 食品安全情報、食品衛生関係業務実績など - バイ・シズオカ 「バイ・シズオカオンラインカタログ」へのリンク - 静岡県の食育 「食育について」へのリンク - その他 - ちゃっぴーの食品安全インフォメーション、ふじのくに食の都ポータルサイト、ふじのくにしずおか食の情報館、ふじっぴー給食、食の総合相談窓口へのリンク

3 アクションプラン (2022-2025) 管理指標

事業	指 標	R 5	R 6 (9月末)	2025年度目標
食の安全・安心に関するデジタル情報の利用及び活用の促進	しずおか食の安全推進委員会 が作成するホームページへの アクセス数 (件/年)	4,668 件	1,977 件	7,000 件以上

※令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月) のアクセス数：4,884 件

「ふじのくに フード・ゲートウェイ (Food・Gateway)」

ふじのくに フード・ゲートウェイとは？

ふじのくに フード・ゲートウェイとは、
しずおかの食の安全・安心に関する情報を集めたサイトです。



今すぐアクセス！

左のQRコードを読み取るか
下記のURLを直接入力して
アクセスしてください

URL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/eiseiyaku/shokusanzen/1003123/index.html>

おすすめ動画



バイ・シズオカ

買って繋がる
“ふじのくに”
バイ・シズオカ
Buy Shizuoka!

静岡県 買って応援プロジェクト



食品安全情報



食育



景品表示法に基づく表示等の適正化

(県民生活局県民生活課)

1 景品表示法の概要

(1) 目的

商品や役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限及び禁止することによる一般消費者の利益の保護

(2) 規制内容

- ・過大な景品類の提供の禁止
- ・虚偽広告や誇大広告などの不当な表示の禁止
(優良誤認表示、有利誤認表示、その他誤認されるおそれのある表示の禁止)

(3) 都道府県の執行権限

- ・行政処分(措置命令)及び表示の裏付けとなる合理的根拠提出要求権限

2 事業概要

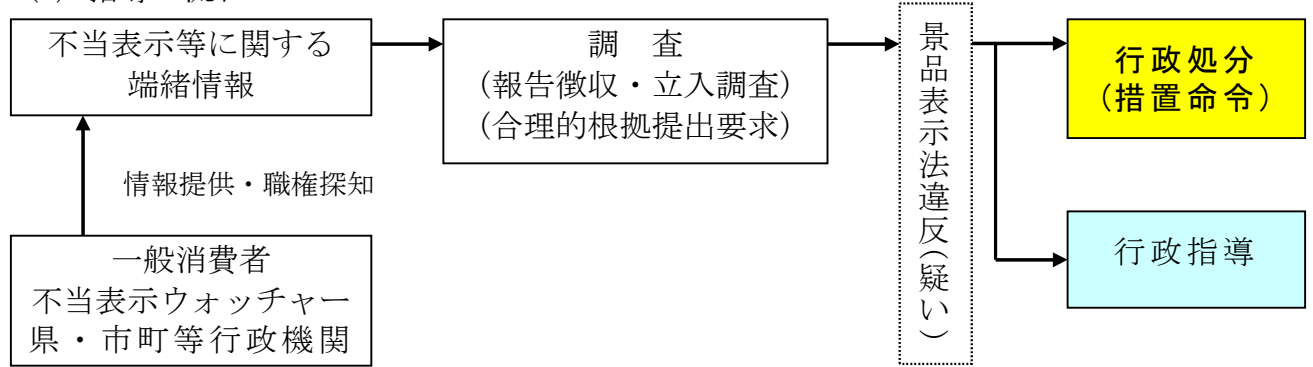
(令和6年10月31日現在)

事業名		事業内容	実施状況
監視体制	商品役務改善監視員の設置	表示に関する不審情報の受付、相談、問合せ等に対応するため、各県民生活センターに配置	県民生活センターごと1名 計3名配置
	不当表示110番・通報POST24の設置※	県民から表示に関する不審な情報を受け付け事業者指導に係る調査の端緒とするための窓口を設置 ・不当表示110番(県民生活課・各県民生活センター) ・通報POST24(県HP)	6 54件 5 96件 4 91件
監視・調査・指導	不当表示ウォッチャー制度※	県内全域に配置し、商品・サービスの品質や価格などの不当な表示を毎月監視	6 142件 5 210件 4 467件
	食品表示合同監視	食品表示に関する他法令を所管する部局と連携して、生鮮や加工食品の表示に係る調査・監視を実施	6 35施設 5 103施設 4 102施設
	広告表示等適正化監視	インターネット広告を含めあらゆる商品、サービスを調査	6 139件 5 178件 4 169件
	景品表示法に基づく指導	景品表示法に基づく措置命令、文書注意、口頭注意を実施	措置命令: 6 0件 5 0件 文書指導: 6 1件 5 0件 口頭指導: 6 24件 5 61件
啓発	表示制度研修会・出前講座の実施	表示制度の普及・啓発を図るため、研修会・出前講座を実施	6 9回(187人) 5 13回(316人) 4 10回(286人)

※当該年度における受付件数

3 景品表示法に基づく指導の状況

(1) 指導の流れ



※優良誤認表示、有利誤認表示により措置命令等を行った場合、消費者庁において課徴金納付命令を行う場合がある。

(2) 違反被疑事案受付件数（令和6年10月31日現在）

（単位：件）

区分	景品					表示					合計
	職権探知	申告	関係機関からの通知	前年度繰越	計	職権探知	申告	関係機関からの通知	前年度繰越	計	
R6年度	0	0	0	0	0	174	191	14	14	393	393
R5年度	3	1	0	0	4	280	301	19	17	617	621
R4年度	0	2	0	0	2	272	564	16	11	863	865

(3) 指導件数（令和6年10月31日現在）

（単位：件）

区分	景品			表示			合計
	行政指導	措置命令	計	行政指導	措置命令	計	
R6年度	0	0	0	25	0	25	25
R5年度	0	0	0	61	0	61	61
R4年度	0	0	0	64	1	65	65

(4) 主な違反事案（食品関係）の概要（令和2年度以降）

年度	件 名	被疑事項	事 例 の 概 要
R 6	機能性表示食品における機能性関与成分の含有量表示 【行政指導】	優良誤認 5条1号	機能性表示食品における機能性関与成分が、表示した含有量に満たない状態で販売していた。
R 5	レストランのメニュー表示 【行政指導】	優良誤認 5条1号	定食メニューに地元のブランド肉を使用と表示しながら、使用していなかった。
	飲食店のSNS表示 【行政指導】	優良誤認 5条1号	有機 JAS の認証を受けていないにも関わらず、「有機栽培」と表示し野菜を販売していた。
R 4	湯通し塩蔵わかめの原料・原産地表示 【措置命令】	優良誤認 5条1号	「鳴門名産」、「原そう鳴門わかめ」、「わかめ（鳴門産）」と称する湯通し塩蔵わかめを販売していたが、大部分の商品の原料原産地が外国産であった。
	飲食店のHP表示 【行政指導】	優良誤認 5条1号	ウェブサイト上に「夢咲牛ハヤシライス」、「夢咲牛カレー」という表示があったが、現在は取扱いがなかった。
R 3	飲食店のHP表示 【行政指導】	優良誤認 5条1号	ウェブサイト上に「御前崎の国産和牛」、「地元の牛乳を使ったシュークリームやケーキ類も評判」という表示があったが、現在は取扱いがなかったり、使用していなかった。
	青果店のPOP表示 【行政指導】	優良誤認 5条1号	商品棚のポップに「糖尿、がん、高脂血症予防」と疾病名と効能を表示していたが、合理的な根拠のない表示であった。
R 2	宿泊施設のHPのメニュー表示 【行政指導】	優良誤認 5条1号	伊豆産であることを思わせる表現とともに「伊勢海老」と表示していたが、外国産の「ロックロブスター（イセエビの一種）」を使用していた。
	茶販売店のチラシの表示 【行政指導】	優良誤認 5条1号	「新型コロナウイルス対策にお茶カテキン」「新型コロナウイルスの感染予防」「さらに治療にも効果があるそうです」等と表示していたが、合理的な根拠のない表示であった。

健康食品の安全対策の実施

(生活衛生局薬事課)

1 概 要

県民の健康志向の向上などから健康食品等の利用が増加しているが、一部の健康食品等には、医薬品成分が混入されたもの、虚偽誇大な広告や医薬品と同じような用法・用量を記載して販売しているものが見受けられる。

このような、医薬品まがいの健康食品等が流通することは、医薬品と食品に対する概念を混乱させ、ひいては医薬品に対する不信感や健康被害を生じさせるおそれがあるため、医薬品医療機器等法に基づき無承認無許可医薬品として、監視指導するとともに県民への啓発を実施している。

2 薬事課の主な取組み

(1) 無承認無許可医薬品等買上調査

国からの委託事業により、健康食品等の買上げを行っており、県が医薬品的効能効果の標榜等の確認を行い、国が成分分析を行っている。

<調査検体数：() 内は違反件数>

品目\年度	R3	R4	R5※	R6※
痩身用健康食品	2 (0)	2 (0)	2	3
強壮用健康食品	4 (0)	4 (0)	4	3
合計	6 (0)	6 (0)	6	6

※国が成分分析中

(2) 健康食品等の苦情・相談

各保健所において、県民等からの健康食品等に係る苦情・相談に対応している。

<健康食品等に係る苦情・相談件数>

年度	県保健所	静岡市・浜松市	合計
R3	4	1	5
R4	1	0	1
R5	3	1	4

(3) 健康食品等の広告監視

事業者・県民等からの広告相談への対応、新聞折込ちらしやインターネット広告等の監視を実施している。

<広告監視件数（県保健所）>

年 度	医薬品 (健康食品等含む)	医薬部外品	化粧品	医療機器	合計
R3	3,949	3,463	3,445	3,362	14,219
R4	3,415	2,971	2,990	2,901	12,277
R5	3,503	3,045	3,046	2,868	12,462

3 課題

一部の健康食品等には、医薬品成分等が含まれるものがあり、健康被害の発生につながる恐れがある。

4 対応

医薬品成分等を含有する健康食品等及び当該製品による健康被害が発生した場合は、被害防止の観点から積極的に広報（情報提供）している。

また、県民からの健康食品等に係る苦情・相談には、医薬品医療機器等法の観点から各保健所薬事担当課が対応している。

機能性表示食品の開発支援

(経済産業部産業革新局新産業集積課)

1 支援体制

(公財)静岡県産業振興財団フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターを中心に、相談から科学的根拠の立証、消費者庁への届出、リバイスへの対応までの一貫した支援体制を整備



2 実績

(1) 支援制度の利用 (平成27年4月～令和6年3月末)

相談	検証実施	届出受理
2,114 件	65 件 (うち、ヒト介入 17 件, SR48 件)	56 社 105 件

参考：届出件数 (撤回除く)	
県内関連企業	全国
323 件 (全国 4 位)	6,752 件

(2) センター支援による R5 届出商品の例

商品名	分類	企業名	機能性成分	ヘルスクレーム
骨までまるごとあじの干物	加工食品	(株)マルコーフーズ	DHA・EPA	中高年の方の加齢に伴い低下する記憶力 (一時的に物事を記憶し、思い出す力)、判断力 (情報を認識し、次の行動にうつす力) の維持
青みかんどリンク	加工食品	日研フード(株)	未熟温州みかんエキス	花粉、ホコリ、ハウスダストなどによる目鼻の不快感の軽減
ブロッコリースプラウトスルフォラファンW	生産食品	(株)すぷらうとくらぶ	スルフォラファングルコシノレート	肌の乾燥が気になる方の肌の水分量の向上、健康な中高年世代の方の健常域でやや高めの中血中肝機能酵素 (ALT) 値の低下

3 機能性成分の分析支援 (平成29年度から開始)

県内企業が生産する農林水産物及びこれらの加工品に含まれる機能性成分含有量 (GABA 等) を調査・分析し、調査結果は、機能性表示食品の開発に関する企業からの相談等に活用

4 サイエンス・アドバイザーによる届出指導

消費者庁への届出に当たっては、消費者庁が定める「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」を遵守した記載内容になるよう、サイエンス・アドバイザーが事業者の書類作成を支援 (届出後の消費者庁からの修正指示事項についても、サイエンス・アドバイザーが伴走支援し、届出受理までサポート)

頂 (しずおか食セレクション)

(産業革新局マーケティング課)

1 要 旨

多彩で高品質な静岡県の農林水産物の中から、全国や海外に誇りうる価値や特長等を備えた商品を県独自の認定基準に基づいて厳選の上「しずおか食セレクション」として認定している。

2 ブランド認定の目的

認定商品の戦略的なPRにより、「食の都」づくりを進める本県のブランド力向上を図るとともに、認定を目指した取組を誘発して県内産業の活性化に資する。

3 認定基準

項 目	要件の内容
セールスポイント (独自性コンセプト等)	・県内外で生産・製造される同種の農林水産物と、明らかに違う機能や特長、独自性等の価値を備えた商品。 ・静岡県ならではの特長を備えていること。
販売流通戦略等	・主要顧客や販売先、販売・流通戦略等が明確であること。
安 全 (作り手)	・県産品の生産・製造工程の管理や情報提供・クレーム対応等リスク管理が適切に実行されていること。 ・しずおか農水産物認証制度、JGAP、T-GAP、HACCP、ISO等を取得している又は今後取得する予定があること。
品 質 (作り手)	・安定した品質（商品の価値）を維持するために生産・製造、流通、販売において卓越した取組や技術的裏づけがあること。
評 価 (使い手)	・販売実績（原則3年以上）を有し、その実績が安定している又は増加していること。 ・なお、直近の販売金額が100万円以上であること。 ・一定の支持を得ていること（販売先や料理人からの評価や推薦、メディアでの紹介記事、消費者が主催するコンクール等への入賞実績等）。

4 認定状況

品 目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計件数
野 菜	7	10	7	5	9	4	4	9	5	4	2	4	3	2	3	78
果 樹	2	7	3	2	2	4	1	0	2	1	1	3	0	0	0	28
米	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4
畜産物	1	2	5	2	1	2	4	2	1	2	0	1	1	0	2	26
水産物	5	2	9	5	0	1	3	4	0	0	4	1	1	2	0	37
茶	5	3	1	2	1	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	18
林産物	0	1	0	2	0	1	2	2	1	0	1	0	0	1	0	11
計	20	25	26	18	13	13	18	18	9	7	9	10	6	5	5	202

5 「頂」ロゴマーク



愛 称	頂
読み方	いただき
意 味	・日本一高い富士山頂のイメージで品質の高さを表現 ・大地の恵みをありがたく「いただく」

(件名)

GAP認証取得の推進

(農業局食と農の振興課)

1 要 旨

GAPは大手販売流通企業との取引や輸出に必要となるため、農業団体等と連携し、GAPの取組及び認証取得を推進する。また、国際水準GAP認証の取得を加速的に実施するため、国際水準GAPの指導者養成を行う。

2 本県におけるGAP認証の取得状況

GAPの種類	認証機関等	対象品目	審査項目数	県内取得件数（農場数）		
				R 4年3月末	R 5年3月末	R 6年3月末
しずおか農林水産物認証制度（しずおか認証）	静岡県	農林産物	約 80	128 (1, 107)	135 (1, 107)	144 (1, 103)
		畜産物	約 100	34 (48)	34 (48)	32 (44)
		水産物	約 50	4 (46)	4 (46)	4 (46)
		小 計		166 (1, 201)	173 (1, 201)	180 (1, 193)
JGAP	日本 GAP 協会	青果物、茶、穀物、家畜・畜産物	約 130	199 (1, 580)	198 (1, 503)	164 (1, 345)
ASIAGAP		青果物、茶、穀物	約 160	52 (962)	50 (859)	47 (734)
GLOBALG. A. P.	欧州小売業組合	青果物、畜産、水産物（養殖）	約 200	20 (37)	20 (37)	5 (22)
合 計				437 (3, 780)	441 (3, 600)	396 (3, 294)

3 関連予算と取組

GAP推進事業費 12,367 千円（一財 5,990 千円）

（単位：千円）

区分		内容	R 5当初	R 6当初
国際水準 GAP 推進事業	国際水準GAP指導者の養成及び指導力の強化	・普及指導員等を対象にGAP指導者養成研修会を4回開催	3,587 (3,587)	3,075 (3,075)
	国際水準GAPに取り組む産地育成支援	・産地単位でのGAP認証取得推進のため、リスク評価等の現地研修会を10回開催	2,258 (0)	2,258 (0)
GAP 推進事業	農業教育機関のGAP認証取得・維持	・農業教育機関のGAP認証の維持に対する支援 3校（浜松湖北高校、磐田農業高校、静岡農業高校）	1,500 (0)	1,500 (0)
	GAP認証の周知・PR	・GAP認証取得生産物の消費者等へのPR ・生産者へのGAP勉強会の開催 5回開催 ・食の情報館（HP）によるしずおか認証の周知（一財）	1,189 (330)	859 (330)
	しずおか認証の推進	・新規及び既認証取得者への指導・審査 (180件)	5,573 (5,573)	2,135 (2,135)
	畜産GAPの推進	・農業者が新規にJGAP等認証を取得するために係る経費（審査費用等）の助成 ・現地研修会の開催 ・普及指導員等を対象に畜産GAP指導員基礎研修会を開催 ・畜産GAPの現地指導（一財）	2,210 (450)	2,210 (450)
合計			16,317 (9,940)	12,367 (5,990)

(件名)

安全・安心な静岡茶への取組

(農業局お茶振興課)

1 概 要

平成 14 年度より、消費者の食品に対する安全・安心への要求に応え得る信頼性の高い静岡茶の確立のため、茶園での生産管理から消費者にとどくまでの連結した生産・品質衛生管理システムである「クリーンチェーン」の確立を目指している。

食品衛生法の改正に伴い営業届出制度が創設され、令和 3 年 6 月 1 日より施行されたため、県内でも H A C C P の対応が進んでいる。H A C C P の導入にあたっては、事業者の規模状況を踏まえ実現可能な方法で着実な取組を推進する必要がある、関係部局と連携して関係事業者等に対して周知していく。

2 県、関係団体の安全・安心な静岡茶への取組み

しずおか農林水産物認証制度

農産物の生産段階における安全な管理と消費者への情報提供のシステムを認証 (県)

- ・平成 18 年度(茶は 20 年度)開始
- ・茶における認証状況

令和 5 年 5 月現在 1 団体

GAP

茶の生産工程管理の点検項目を定め、これに沿った各作業実施と記録を行うもの。

- ・平成 30 年 11 月に ASIAGAP が G F S I の承認を取得し、J G A P から ASIAGAP へステップアップする茶生産者が増加している。
- ・令和 6 年 3 月 31 日現在、209 工場が GAP 認証を取得しており、飲料メーカー等との取引で GAP 認証が必要な茶工場は取得済み。

「静岡茶衛生管理者」の認定

- ・県茶業会議所が認定 (3 年毎更新)
- ・平成 20 年度から 28 年度まで養成講座を開催し、静岡茶衛生管理者を認定 (資格者 621 名)
- ・R1 年度は、H A C C P をテーマに衛生管理研修会を 2 回実施 (107 人)
- ・R2 年度以降は研修会の開催なし。

H A C C P

- ・食品衛生法の改正を受け、令和 3 年 6 月より義務化。
- ・全国茶商工業協同組合連合会が「H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を令和 2 年 2 月に作成。

茶園

- ・基準以下の残留農薬
- ・環境に優しい栽培 (施肥)
- ・異物混入のない衛生的な摘採作業

農薬危害防止運動等により、農薬の適正使用を推進 (県)

県の施肥基準の徹底

年間窒素施肥量 40kg/10a
(上限 54kg/10a)

生葉

荒茶工場

- ・清潔な工場、清潔な作業
- ・万全な異物混入防止策
- ・表示の徹底

荒茶工場巡回指導

立入調査により衛生環境、表示等について調査、助言を実施 (県)

立入件数

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
50	50	42	42	32	23	23	21	21	21	21	21

荒茶

仕上茶工場

- ・清潔な工場、清潔な作業
- ・万全な異物混入防止策
- ・万全な最終製品検査
- ・表示の徹底
- ・H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理

仕上茶工場合同監視

農業担当、食品表示法担当、景品表示法担当の 3 者の合同立入調査により、衛生環境、表示等について調査、指導を実施

実施件数

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
33	33	33	33	12	12	12	12	12	6	6	6

仕上茶

店頭

- ・表示の徹底

商品適正表示検査

買取調査により表示の調査、指導を実施

調査点数

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
40	40	40	40	30	30	30	30	30	15	15	15

仕上茶

消費者

高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策

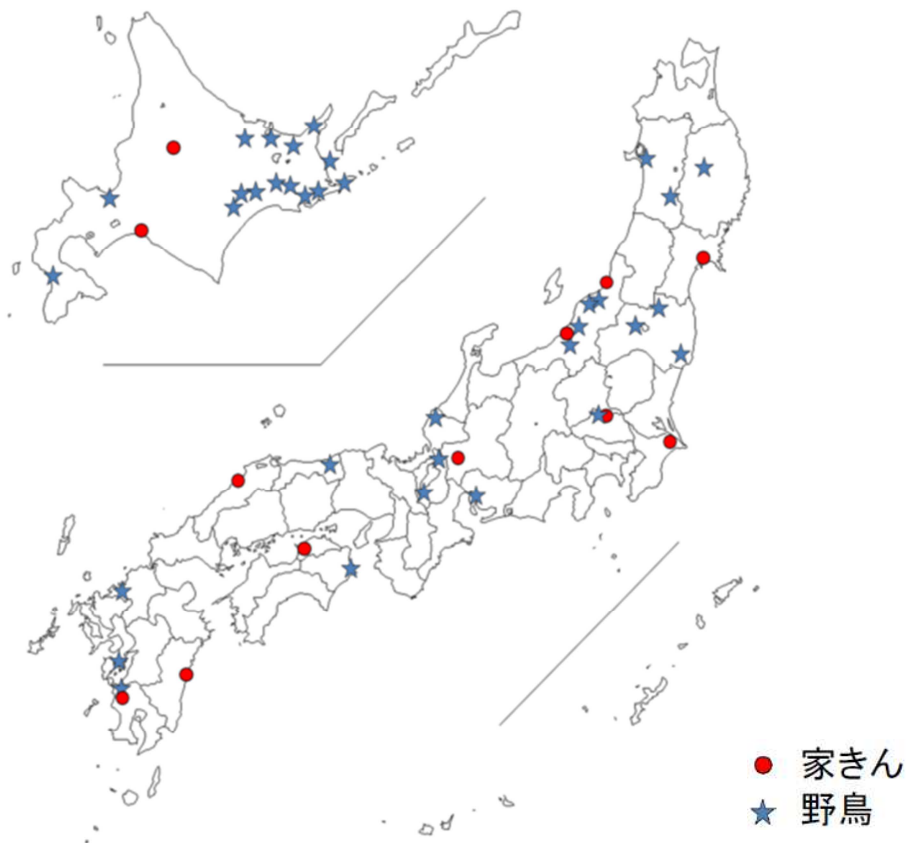
(経済産業部農業局畜産振興課)

1 要 旨

高病原性鳥インフルエンザは、令和5年シーズン（令和5年10月から令和6年4月）では、11月25日に佐賀県の家きん飼養施設で発生が確認されて以降、10県11事例の発生があり、合計約86万羽が殺処分された。野鳥では28都道府県の死亡野鳥等156検体、飼育鳥では2県2事例で陽性が確認された。令和6年シーズンは、家きん飼養施設で10道県12事例、合計124.3万羽が殺処分されており、野鳥では14道県の死亡野鳥等61検体で陽性が確認されている。（令和6年12月6日時点）

2 令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

(1) 全国の状況



(2) 県内の状況

- ・ 家きん及び野鳥で発生なし。

3 本県の対応

- ・ 県内の家きん飼養施設及び農協等の関係団体に対し、家畜衛生情報により他県の発生状況を情報提供するとともに、農場に出入りする人・車両の消毒、防鳥ネットの点検及び異常家きんの早期発見・早期通報の再徹底を指導している。
- ・ 国の指針に基づき、毎月9戸の家きん飼養施設でモニタリング検査を実施している。
- ・ 県独自の対応として、1,000羽以上飼養の採卵鶏農場において検査を実施している。

＜参考＞鶏卵・鶏肉の安全性について（出典：食品安全委員会）

- 1 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
- 2 さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
 - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設（GPセンター）において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
 - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。＊鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方（H16.3、H26.4 更新）

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されと考えられること

(件名)

食の安全・安心への取組

(水産・海洋局 水産振興課)

1 要 旨

近年、消費者の食の安全に関する意識が高まっているが、国内においては食品の偽装表示や食品関連事業者のコンプライアンス意識の欠如による事件が後を絶たない。ノロウイルスなどの食中毒による健康被害の発生防止も課題となっており、県民から食品の安全と安心に向けた取組が強く求められている。

2 水産振興課の主な取組

項 目	内 容
水産加工業者向け衛生管理研修会開催	・ 水産物製造、加工業者に対して、毎年県内 5 地区（伊豆、伊東、東部、中部、西部）の会場で開催
水産物卸売市場向け衛生管理研修会の開催	・ 水産物卸売市場開設者に対して、毎年、県内で開催
水産物卸売市場の指導・検査	・ 県内 20 の地方卸売市場（消費地市場 3、産地市場 17）について、定期的に検査を実施し、市場の経営状況や衛生管理の状況等を確認（漁協が開設する市場は 4 年に 1 回、株式会社が開設する市場は 2 年に 1 回の頻度で実施）
水産物表示研修会の開催	・ 水産物流通加工関係者に対して、毎年、県内 5 地区（伊豆、伊東、東部、中部、西部）の会場で開催
浜名湖における貝毒発生の監視	・ 県、浜松市及び浜名漁業協同組合により構成される「浜名湖貝毒監視連絡会」が、浜名湖において、貝毒の原因プランクトン発生調査及び貝毒検査を実施

3 現状

【アクションプラン管理指標】

項 目	指 標	実 績			R6 目標
		R3	R4	R5	
水産加工業者向け衛生管理研修会開催	開催回数（回/年）	－	5	5	5 回/年
水産物卸売り市場向け衛生管理研修会の開催	開催回数（回/年）	－	3	3	3 回/年
水産物卸売市場の指導・検査	検査実施率（％）	100％	100％	100％	100％
	（検査実施数/計画数）	(6/6)	(5/5)	(4/4)	(7)
水産物表示研修会の開催	研修会回数（回/年）	4	5	5	5 回/年
貝毒検査・原因プランクトンのモニタリング調査	貝毒中毒事故発生件数（件/年）	0	0	0	0 件/年
	検査検体数（件）	－	40	40	50 件

(件 名)

「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組（R 6 年度）

（健康体育課）

○ 衛生管理・食物アレルギーに関する研修等の実施

- ・ 栄養教諭・学校栄養職員講習会（7月）
- ・ 新規採用等栄養教諭校外研修（5・6・6・9・10・12・1月 対象者15人）
- ・ 栄養教諭・学校栄養職員6年次研修（5・12月対象者5人）
- ・ 中堅教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）資質向上研修（6・1月 対象者9人）
- ・ 新規採用養護教員研修（7月対象者7人）
- ・ 養護教諭講習会（8月）
- ・ 高等学校・特別支援学校養護教員研修会（8月）
- ・ 新規任用養護教諭等研修会（9月20人参加）
- ・ 県学校給食衛生管理研修会（12月）

○ 調理場訪問による衛生管理指導

- ・ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究＜指導者派遣＞
（10月～11月 6施設）

＜食の安全推進について＞

- ・ 学校給食は、学校や共同調理場に安定的に供給されている商品（食材）を、常に「安全・安心」に配慮し、児童生徒に提供していかなければならないため、安全性の確保とそのための衛生管理の徹底が求められている。
- ・ 県教育委員会では、栄養教諭、学校栄養職員、調理員を対象に実施する「衛生管理に関する研修会」において、食中毒の防止、食物アレルギー対応、異物混入事故の防止等を取り上げ、周知徹底している。
- ・ また、「調理場訪問による衛生管理指導」「学校給食用食材の定期点検」を行い、調理従事者の衛生管理意識の向上、調理施設及び管理簿等の適切な管理運営に努めている。

令和6年度「しずおか食の安全推進委員会」関係日程

時 期	内 容	摘要
7月8日～7月23日	県政世論調査【広聴広報課】 「食の安全に対する県民の信頼度」調査	現プラン3年目 結果 72.6%
7月24日～8月6日	県政インターネットモニターアンケート 「食の安全・安心に関する意識調査」	結果 75.7%
10月23日	しずおか食の安全推進幹事会	
8月～11月	食の安全推進に関するタウンミーティング	8/6 西部・菊川市 10/8 東部・清水町 10/18 中部・吉田町 11/6 賀茂・下田市
12月18日	しずおか食の安全推進のための意見交換会	
令和6年 3月中旬	第2回しずおか食の安全推進幹事会	

※来年度の日程について

現行のアクションプランの取組期間は令和7年度までであり、来年度は次期プランの策定の年になります。プラン策定に伴い、意見交換会については、年2回の開催を予定しています。

開催時期等については、今後、御案内しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

しずおか食の安全推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 生産から流通・消費に至る総合的な食の安全確保を推進するとともに、健康危機における関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、「しずおか食の安全推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 食の安全確保のあり方とその推進に関すること
- (2) 食品に係る健康危機管理に関すること
- (3) その他必要な事項

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者を委員に充て、構成する。

- 2 委員長には、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を総括する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 委員会には、会議の審議・検討を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長には、健康福祉部生活衛生局長を充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、主宰する。

(ワーキング会議)

第6条 幹事会には、ワーキング会議を置き、委員会の業務について具体的な調査・検討を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は健康福祉部衛生課に置き、その事務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 8 月 23 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 5 月 16 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(別表 1)

しずおか食の安全推進委員会

	構成員
委員長	健康福祉部長
委 員	危機管理監代理 兼 デジタル推進官 くらし・環境部部長代理 兼 デジタル推進官 経済産業部部長代理 兼 デジタル推進官 教育部理事（政策管理担当）

(別表 2)

しずおか食の安全推進幹事会

	部 局	構成員
幹事長	健康福祉部	生活衛生局長
幹 事	危機管理部	危機政策課長
	くらし・環境部	県民生活課長 環境衛生科学研究所 微生物部長 同 医薬食品部長
	健康福祉部	感染症対策課長 健康増進課長 ◎衛生課長 薬事課長
	経済産業部	新産業集積課長 マーケティング課長 農業戦略課長 食と農の振興課長 お茶振興課長 農芸振興課長 畜産振興課長 林業振興課長 水産振興課長 水産資源課長
	教育委員会	健康体育課長

◎：事務局

※幹事会の下に、ワーキング会議を置く

